

十日町市優良工事選定要領

平成27年2月26日

十日町市訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、十日町市優良工事表彰要綱（平成27年十日町市告示第51号）の規定に基づき、市が発注する工事（以下「市工事」という。）のうち施工成績が特に優良な工事（以下「優良工事」という。）の適正な選定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(優良工事選定委員会)

第2条 優良工事の適正な選定を図るため、優良工事選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、建設部長を委員長とし、総務部長、建設部技監、上下水道局長、建設課長、都市計画課長、農林課長及び市長が指名する職員をもって構成する。ただし、選定委員は、自らが所属長として推薦した工事については、審査に加わらないものとする。

3 選定委員会の事務局は、財政課に置く。

(選定対象工事)

第3条 優良工事の選定の対象となる工事（以下「選定対象工事」という。）は、第1号の対象工種に該当する市工事であって、第2号に掲げる対象要件を全て満たすものとする。

(1) 対象工種は、土木一式（下水道工事を含む。）、舗装、管、造園、さく井、建築一式、電気その他所属長が推薦するものとする。

(2) 対象要件

ア 当初請負金額が500万円を超える工事であって、表彰実施年度の前年度に完成したもの

イ 工事の出来ばえ及び品質が特に優れており、工事成績評定点が80点以上であること。

ウ 工事の資料及び記録の整備が適切に行われていること。

エ 契約工期内に完成していること。

オ 建設現場の安全管理が十分に確保されていること。

カ 工事に伴う被害の発生防止及び住民に対する配慮が適切に行われていること。

(欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰しない。

(1) 表彰実施年度の前年度の初日から表彰の日までの間に、十日町市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成17年十日町市訓令第45号）の規定に該当し、指名停止の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである者

(2) 表彰実施年度の前年度に完成した市工事のいずれかに、工事成績評定点が65点未満の工事がある者

(3) その他、業務に関し不正・不誠実な行為を行った等により、表彰を受けることがふさわしくないと認められる者

(選定方法)

第5条 優良工事は、選定対象工事の中から次の方法により選定する。

(1) 推薦 所属長は、選定対象工事の中から優良工事として適当と認められる工事を優良工事表彰推薦調書（別記様式）により、委員長に推薦する。

(2) 調査及び評定 事務局は、所属長から推薦のあった工事について調査及び評定を実施し、その結果を委員長に報告する。

(3) 優良工事の決定 委員長は、選定委員会を招集し、選定委員会において調査及び評定結果に基づき審査を行い、優良工事を決定する。

(賞揚件数)

第6条 賞揚件数は、5件以内とする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年十日町市訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。